

佐賀市中小企業 融資制度のご案内



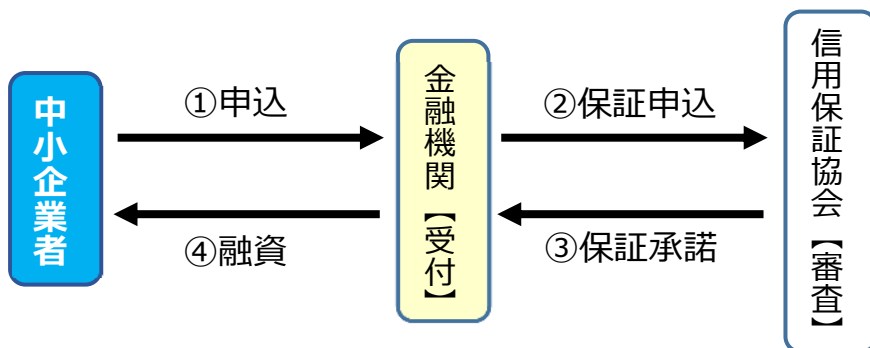
ご利用いただける中小企業者

1. 市内で6ヶ月以上継続して同一の事業を営んでいる
2. 市税を完納している
3. 佐賀県信用保証協会の保証対象業種である
4. 許認可・登録等を必要とする事業についてはその許可を得ている
5. 保証協会の代位弁済及びその保証人となっていない
6. 最近2力年以内に金融機関の取引停止処分を受けていない

保証料は
全額佐賀市
が補助



【貸付実行までの流れ】



◆中小企業者向け融資制度申込必要書類

1. 金融機関が定める借入申込書
2. 保証協会が定める信用保証委託申込書
3. その他、金融機関が必要と認める書類

◆中小企業者とは

業種名	資本金	従業員
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
卸売業	1億円以下	
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

◆佐賀市の融資制度に対するお問い合わせ先

- ・各融資取扱金融機関
- ・佐賀市役所経済政策課（TEL：40-7102）（FAX:26-6244）

資金使途	運転資金・設備資金
信用保証料	市が全額補助
貸付限度額	運転資金：1,000 万円 (合算限度額 1,000 万円) 設備資金：1,000 万円
貸付利率	貸付期間が5年以内の場合 年 1.4% 貸付期間が5年超7年以内の場合 年 1.5% 貸付期間が7年超の場合 年 1.6%
貸付期間	[運転] 7 年以内、[設備] 10 年以内 [据置期間] 6 ヶ月以内
担保	原則不要
保証人	個人の場合：原則不要 法人の場合：原則法人代表者のみ ※事業者選択型経営者保証非提供 制度を適用した場合は不要
[申込先] 取扱金融機関	佐賀銀行 佐賀共栄銀行 佐賀信用金庫 西日本シティ銀行 佐賀支店 十八親和銀行 佐賀中央支店 佐賀東信用組合 福岡銀行 佐賀支店 長崎銀行 佐賀支店 横浜幸銀信用組合 佐賀支店 大川信用金庫 諸富支店 大川信用金庫 ゆめ咲支店 佐賀県医師信用組合

